
やまから通信 (やまぐち・くらしの安心ネット通信) 平成 28 年 11 月 24 日
-No.161- 事務局：山口県消費生活センター

■在宅ワークの提供をうたう事業者に関する注意喚起情報！■■■■■■■■■


在宅ワークを希望する消費者にホームページ作成料等の名目で多額の金銭を支払わせる在宅ワーク事業者に係る相談が、各地の消費生活センター等に寄せられています。消費者庁は、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため、消費者庁ウェブサイトにて注意喚起情報を掲載しています。被害にあわないためには、「誰でも簡単に稼げる」などのおいしい話は疑ってかかる必要があります。今後も事業者の名称を変えて同様の手口で消費者被害を引き起こす蓋然性が高いと考えられます。ご注意ください。

詳細については、以下の情報を参考にしてください。

○消費者被害防止に向けた注意喚起等 (消費者庁ホームページ)

http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/

■平成 28 年度消費者啓発の標語入選作品■

 **最優秀賞** 「しっかりと『聞こう』『話そう』『考えよう』
消費者問題 みんなの問題」
山口県立響高等学校 堀 海斗 さん

※その他の「H28 消費者啓発の標語入選作品」は、県消費生活センターHP でご覧ください。

<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cmsdata/0/7/5/0758d7ae47c106c7a7bd844b41be8334.pdf>

会員の皆様へ○=====

※ 消費生活トラブル情報に関する照会等は、必ず電話でお願いします。

相談専用電話：083-924-0999

事務局：山口県 県民生活課 消費生活センター内

TEL：083-924-2421 FAX：083-923-3407

メールアドレス：manaberu@pref.yamaguchi.lg.jp

HP： <http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a12100/syo-center/yka-net.html>